

保育の必要性の認定に関する基準について

1 概要

■子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で 給付を支給する仕組みとなる。

<認定区分>

- ・1号認定：教育標準時間認定
- ・2号認定：満3歳以上・保育認定
- ・3号認定：満3歳未満・保育認定

■保育の必要性の認定に当たっては、国は、以下の3点について、認定基準を策定することとされている。

- ・「事由」：保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由
- ・「区分」：長時間認定又は短時間認定の区分（保育必要量）
- ・「優先利用」：ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

現行制度における保育所入所までの一般的な流れ 10～11月 入所申込み 12月 審査・調査 1月 入所選考会議 2月 入所承諾（内定）・不承諾（保留） 4月 入所・入所待機		新制度における保育を必要とする場合の利用手順 ○保育の必要性認定の申請・保育利用希望の申込 ○保育の必要性認定・認定証の交付 ○利用調整 ○利用可能な施設のあつせん・要請など ○利用契約・保育の利用
---	--	--

2 保育の必要性の認定に係る論点について

(1) 事由について

現行の「保育に欠ける」事由 児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、その児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者がその児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。 ①昼間に居宅外で労働することを常態としていること。 ②昼間に居宅内でその児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。 ③妊娠中であるか又は出産後間がないこと。 ④疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。 ⑤長期にわたり疾病の状態にあり、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。 ⑥震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。 ⑦前各号に類すると市長が認める状態にあること。		新制度の「保育の必要性」の事由（下線が加わる事由） 以下のいずれかの事由に該当すること ※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能 ①就労 ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応 ・ <u>居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む</u> ②妊娠、出産後間がない ③保護者の疾病、障害 ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ⑤災害復旧 ⑥ <u>求職活動（起業準備を含む）</u> ⑦ <u>就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）</u> ⑧ <u>虐待やDVのおそれがあること</u> ⑨ <u>育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</u> ⑩その他、上記に類する状態として市長が認める場合
--	--	---

《本市の対応案》

事由については、現行の秦野市保育所における保育の実施等に関する条例にならい、条例で定めるとし、条例の施行に関し必要な事項は別途定めることとする。

現行の取扱いを前提としながら、法の趣旨を鑑み、国の基準に沿った基準とする。

(2) 区分(保育必要量)について

■保育標準時間、保育短時間の区分について

○新制度においては、両親ともフルタイムで就労する場合又はそれに近い場合を想定した「保育標準時間利用」と、両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合を想定した「保育短時間利用」の2区分とする。その場合の、「保育標準時間」の就労時間の下限は、1週当たり30時間で設定することを基本とする。

■保育必要量について

○保育必要量は、給付（委託費）の支給対象として、それぞれの家庭の就労状況等に応じて、その範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として設定することとする。

○時間数の枠については、以下のとおりとする。

- ・ **保育標準時間**利用の保育必要量としては、現行制度における保育所の開所時間である **1日11時間**までの利用に対応するものとする。
- ・ **保育短時間**利用の保育必要量としては、原則的な保育時間である **1日当たり8時間**までの利用に対応するものとする。

■就労以外の事由の保育標準時間利用・保育短時間利用の区分について

○就労以外の事由についても、「親族の介護・看護」などにおいては、区分を設けることを基本とする。ただし、「妊娠、出産」「災害復旧」「虐待やDVのおそれがあること」のような事由については、区分を設けない。

■保育短時間認定における就労時間に係る下限設定について

○新制度における保育認定に当たっての就労時間の下限については、現行制度における実態を踏まえ、1か月48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間とする。

《本市の対応案》

区分（保育必要量）については、条例とは別途定めることとする。本市としては、保育短時間認定における就労時間に係る下限設定について、現行と同様に1か月64時間としたいが、意見を聞きたい。

(3) 優先利用について

■優先利用の仕組み

○待機児童の発生状況、事前の予測可能性や個別ケースごとの対応等の観点を踏まえ、調整指数上の優先度を高めることにより、「優先利用」を可能とする仕組みを基本とする。

■優先利用の事項

○優先利用の対象として考えられる事項は、例示すると以下のとおり（詳細は、市町村において検討・運用）

①ひとり親家庭

②生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）

③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合

④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合

⑤子どもが障害を有する場合

⑥育児休業明け

- ・ 育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用しており、施設等の利用を再度希望する場合
- ・ 育児休業取得前に認可外保育施設等を利用しており、特定教育・保育施設、地域型保育事業の利用を希望する場合
- ・ 1歳時点まで育休を取得しており、復帰する場合

⑦兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合

⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童（※連携施設に関する経過措置として）

⑨その他市町村が定める事由

- ・ このほか、保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況（所得等）を考慮することも考えられる。

《本市の対応案》

優先利用については、調整指数上の優先度を高めることにより行うとされたことから、条例とは別途定めることとする。